

平成24年9月13日

市民課

電話 0742-34-4730

市民窓口の「休日開庁」の実施について

奈良市では、10月から市民窓口の「休日開庁」を実施します。
住民異動届出の受付業務については、奈良県下で初めての実施となります。

1. 目的 お仕事等で平日開庁日に手続きにお越しいただくのが難しい市民の皆さまの利便の向上のため、月二回 日曜日 に開庁して住民異動届出の受付を中心とした窓口業務を行います。
2. 日時 平成24年10月から、毎月第一・第三日曜日、
午前9時から午後1時まで開庁します。
(平成24年10月7日から開始します。)
3. 場所 本庁・市民課
西部出張所・住民課
4. 内容 転入届・転居届・転出届などの住民異動届出の受付を中心に印鑑登録手続きなど付随した業務を行います。また、住民票の写しや印鑑証明書などの証明書発行業務も行います。
ただし、住民基本台帳ネットワークを利用しなければならない手続きなど、休日での受付のため取り扱いができない業務もあります。
5. 今までの状況及び今後の方向など
従来は、3月・4月の住民異動の多い時期に限って「臨時開庁」として平日午後7時までの窓口受付時間の延長及び、期間中の日曜日午前9時から午後1時まで、市民課、各出張所、各行政センター及び手続き頻度の高い窓口課（国保年金課、子どもや高齢者関係の

窓口課、福祉関係の窓口課や教育委員会・学校手続きなど)の窓口の受付対応を実施してきました。

今回の「休日開庁」については、繁忙期における「臨時開庁」とは異なり、試行的に年間を通じて毎月第一・第三日曜日を「休日開庁」として窓口業務の受付を行うこと、また住民異動届出の受付業務を休日にでも対応をできるようにしたいということから、窓口関係課全ての開庁対応ではなく、本庁市民課と西部出張所住民課の窓口からまず始めようとするものです。

今後は、来庁いただいた方の声や要望をお聞きしながら、より便利な窓口サービスになるよう充実を図っていきたいと考えています。

6. 他市の状況（全国、近畿、中核市、県内）

近畿圏では、大阪市、東大阪市などでも一部の窓口で休日に異動届出業務の受け付けを行っているなど、証明書発行業務のみではなく、休日に異動手続きのできる窓口の拡大が、住民のニーズに基づいて実施されています。

全国的に見ても、上記同様に実施拡大の傾向にあります。

中核市においても、18市で休日開庁の対応をしています。

県内では、生駒市が「住民基本台帳カード」関係の手続きに限って一部の休日に開庁受付をしています。